



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

定期第697号 令和6年4月26日発行

目次

は県例規集掲載

【規則】

番号	表題	担当課名
4 1	徳島県職業能力開発校管理規則の一部を改正する規則	産業人材課
4 2	徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則の一部を改正する規則	建設管理課

【公布された条例等のあらまし】

● **徳島県職業能力開発校管理規則の一部を改正する規則**（規則第四十一号）

一 徳島県立中央テクノスクールの理容科及び美容科の入校の許可に係る年齢の要件を廃止することとした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則の一部を改正する規則**（規則第四十二号）

一 受注者は、令和七年三月三十一日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、同日までに支払を受けるものの一部を、当該工事の現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができることとした。

二 この規則は、令和六年五月一日から施行することとした。

徳島県規則第四十一号

徳島県職業能力開発発校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年四月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県職業能力開発発校管理規則の一部を改正する規則

徳島県職業能力開発発校管理規則（昭和三十三年徳島県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号を削り、同条第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同条第二号とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第五条の規定は、令和七年四月一日以後に入校する者について適用し、同日前に入校した者については、なお従前の例による。

徳島県規則第四十二号

徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年四月二十六日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則の一部を改正する規則

徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則（昭和四十八年徳島県規則第三百三号）の一部を次のように改正する。

本則の第三十七条ただし書中「令和六年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、令和六年五月一日から施行する。